# 第3章 食に関する指導関係

### 1 学校給食における食育の推進について

(各教育事務所長経由)

19 教 指 第 1455 号 平成19年10月31日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長 (公 印 省 略)

### 学校における食育の推進について(通知)

このことについて、平成20年度に向け、「ふくしまっ子食育指針」に基づき、各学校における食育が一層展開されるよう、下記事項について貴所属幼稚園及び小・中・特別支援学校に指導願います。

記

#### 1 食育全体計画の作成

自校の児童生徒の食生活の実態を把握し、食育の目標を明確にした上で、課題を解決するための教育活動を検討し、**食育全体計画を作成する**こと。その際、「ふくしまっ子食育指針」の3つの目標との関連を図ること。(別紙資料1参照)

2 教育活動全体を通した取組み

自校の児童生徒の食生活の課題解決を図る取組みとして、学級活動、ホームルーム等における指導の時間を確保するとともに、家庭科や技術・家庭科、体育、保健体育等の各教科等の関連を図り、教育活動全体を通して食育を推進すること。

なお、各教科以外の指導時間数は各学年年間2時間以上確保することが望ましいこと。学級活動、ホームルーム活動における指導事例として、今年度末県教育委員会ホームページ掲載予定の指導資料 集(仮称)を参照すること。

3 食育推進コーディネーター(食育を主に担当する教員)を明確にした取組み

食育を推進するコーディネーター (校務分掌名は「食育推進コーディネーター」とする。) を校務 分掌に明確に位置付け推進すること。(別紙資料2参照)

なお、**食育推進コーディネーターには、教諭、養護教諭をあて**、単独で設定するか、又は、給食主 任や保健主事等と兼務させるか等は各学校長に一任すること。

4 組織的な取組み

食育を学校全体で推進するため、学校保健委員会や学校給食委員会等既存の組織を活用すること。 また、保護者会等を活用し啓発する機会を設けるなど、**家庭、地域との連携のもと推進すること**。(別 紙資料3参照)

なお、企画・運営に際しては、保護者や学校医、生産者等の意見が反映できるよう配慮すること。 (事務担当 健康教育グループ 電話024-521-7792)

#### - く参 考> -

- 通知本文中の(別紙資料1参照)については、"学校給食の手引(平成23年3月)食に関する指導編177ページ・205ページを参照のこと。
- 通知本文中の(別紙資料2参照)については、"学校給食の手引(平成23年3月)食に関する指導編169ページを参照のこと。
- 通知本文中の(別紙資料3参照)については、"学校給食の手引(平成23年3月)食に関する指導編224ページ~を参照のこと。

### 2 特別非常勤講師としての学校栄養職員の活用について

(教育事務所長経由)

11 教 義 第 582 号 平成11年 8 月31日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長 (公 印 省 略)

### 特別非常勤講師としての学校栄養職員の活用について(通知)

このことについては、「食に関する指導の充実について」(平成10年6月30日付け11教ス503号)により通知したところですが、学校栄養職員の特別非常勤講師としての活用につきましては、下記の点に留意の上、適正な活用が図られるよう願います。

記

#### 1 活用の趣旨

専門的知識や技能を有する学校栄養職員を特別非常勤講師として活用することにより児童生徒に「生きる力」の育成を図るため、一人一人の個性を生かす多様な授業等の教育活動(以下「業務等」という。)がより円滑に展開できるようにする。

2 活用の方法

学校栄養職員の特別非常勤講師としての活用は、市町村教育委員会の「兼職の発令」により行う。

3 報 酬

特別非常勤講師としての報酬は、支給しない。

- 4 兼職の発令等の手続き
  - (1) 学校栄養職員を特別非常勤講師として活用する場合には、平成11年1月18日付け11教義第12号で通知した様式により、あらかじめ県教育委員会に届け出るものとする。
  - (2) 学校栄養職員が業務等に従事する場合は、特別非常勤講師として兼職させる発令が必要となるので、当該校の校長は、「兼職発令申請書」(様式1)を当該市町村教育委員会に提出する。
  - (3) 市町村教育委員会は申請内容を確認し、兼職させることが適当であると認めるときは、兼職の発令(様式2)を行う。
  - (4) 同一市町村教育委員会所管の他の学校が活用を希望する場合は、当該校校長が「活用申請書」(様式3-1)を当該市町村教育委員会に提出し、兼職の発令(様式2)を受ける。
  - (5) 他の市町村教育委員会の学校で活用を希望する場合は、当該学校の「活用申請書」(様式3-1)を受けた市町村教育委員会が、学校栄養職員の勤務する当該の市町村教育委員会に「派遣申請書」(様式3-2)を提出し、派遣の決定通知(様式3-3)の後その旨を当該校に通知(様式3-4)する。併せて学校栄養職員の勤務校に決定通知(様式3-3)の写しを送付する。
  - (6) 特別非常勤講師としての発令事項は、履歴書に記載する。
  - (7) 学校栄養職員が、勤務校以外の学校で業務等を行う場合の旅費は、特別非常勤講師としての業務等に従事する学校において支給する。

なお、他の市町村教育委員会所管の学校での業務等の場合は、特別非常勤講師として活用する当 該学校において旅費の事務手続きを行う。

- 5 業務等における留意すべき事項
- (1) 活用にあたっては、各学校の年間指導計画に基づいて適切な指導ができるよう配慮する。
- (2) 事前に担任又は教科担任等と学級の実態や指導方法、評価などについて打ち合わせを行い、計画的・継続的な指導ができるように努める。
- (3) **学校栄養職員の負担加重になったり、本来の業務に支障をきたしたりしないよう**十分に配慮する。 (事務担当 義務教育課管理班 024-521-7772)

(様式1)

平成 年 月 日

○○市町村教育委員会教育長 様

○○市町村立△△学校長□□□□

# 兼職発令申請書

教育職員免許法第3条の2第2項の規定に基づき、本校の学校栄養職員を特別非常勤講師として任用していただきたいので下記のとおり兼職発令を申請します。

氏名・生年月日	
勤務年数	
現勤務箇所	
指導を行う学校名	
兼職発令期間及び 総時数	
授業を行う学年及 び教科等	
校 長 意 見	

(様式2)

## 兼職発令書の例

(身分名) 福島県〇〇町公立学校栄養職員	(氏	名)				
(現勤務所) ○○○○ 福島県○○町立○○○学校			0	0	0	0
(発令内容)	l					
兼ねて非常勤講師としての業務を命じる						
但し、報酬は支給しない						
期間は平成〇年〇月〇日までとする						
平成○年○月○日						
○○町教育	'委員	]会		印		

(様式3-1)

平成 年 月 日

○○市町村教育委員会教育長 様

○○市町村立○○学校長○○○○

## 学校栄養職員活用申請書

教育職員免許法第3条の2第2項の規定に基づき、○○学校の学校栄養職員を特別非常 勤講師として活用したいので下記のとおり兼職の発令を申請します。

氏名・生年月日	
勤務年数	
現勤務箇所	
指導を行う学校名	
兼職発令期間及び 総時数	
授業を行う学年及 び教科等	
校 長 の 意 見	

(様式3-2)

平成 年 月 日

△△市町村教育委員会教育長 様

○○市町村教育委員会教育長

## 学校栄養職員派遣申請書

教育職員免許法第3条の2第2項の規定に基づき、貴管下の学校栄養職員を特別非常勤 講師として活用したいので下記のとおり兼職の発令の上、派遣下さるよう申請します。

氏名・生年月日	
勤務年数	
現勤務箇所	
指導を行う学校名	
兼職発令期間及び 総時数	
授業を行う学年及 び教科等	
教 育 長 意 見	

(様式3-3)

平成 年 月 日

○○市町村教育委員会 様

△△市町村教育委員会

## 学校栄養職員派遣決定書

平成 年 月 日付け で申請のありました学校栄養職員の特別非常勤講師としての活用については、下記のとおり決定しました。

職・氏名	
現勤務箇所	
指導を行う学校名	
兼職発令期間及び 総時数	
授業を行う学年及 び教科等	

(様式3-4)

平成 年 月 日

○○市町村立○○学校長 様

○○市町村教育委員会

# 学校栄養職員の派遣決定書について (通知)

平成 年 月 日付け で申請のありました学校栄養職員の特別非常勤講師としての活用については、下記のとおり決定しました。

職·氏名	
現勤務箇所	
指導を行う学校名	
兼職発令期間及び 総時数	
授業を行う学年及 び教科等	